

就労移行支援事業、就労継続支援事業の在宅でのサービス利用における取扱いについて

【1 対象者要件について】

- ・身体障害者手帳等を所持し、重度の体幹機能障害等で通所が困難であるため、在宅でのサービス利用を希望し、在宅でのサービス利用による支援効果が認められる者

＊通所が困難であることが確認できない場合、主治医意見書等の追加書類の提出を求める場合がある。なお、在宅でのサービス利用を希望しても対象者要件を満たしていない場合は支給決定はできない。

【2 利用事業所について】

- ・下記「ア～キ」の対応を行うこと。

ア 就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。

イ 1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援を行い、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。

ウ 緊急時の対応ができること。

エ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

オ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等の ICT 機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。

カ 月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

キ オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。

＊詳細は厚生労働省通知平成19年4月2日障発第0402001号「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(令和6年3月29日障発第0329第7号改正)」を確認すること

- ・緊急時の対応が必要なため、利用事業所は市内及び近隣市町村に限る。

＊自宅から15km圏内を目安とする。

【3 申請書に添付する書類について（新規・変更・更新）】

〈申請者本人〉

- ・障害福祉サービス受給者証（既に障害福祉サービスの決定を受けている場合）

〈就労移行支援・就労継続支援事業所〉

- ・就労移行支援、就労継続支援の在宅でのサービス利用にかかる届出書（在 様式 1）
- ・在宅支援が記載された個別支援計画書（利用者の署名があるもの）
- ・1 日および 1 週間のスケジュールがわかるもの（任意の様式）
- ・在宅でのサービスの内容が記載された運営規程（提出済の場合は省略可）

〈相談支援事業所〉

- ・サービス等利用計画案（事業所選定の経緯や在宅でのサービスの必要性が明記してあること）

＊その他必要に応じて市が求めた書類についても提出すること

＊詳細かつ具体的な対応について記載すること。具体的な対応が記載されていない場合、在宅でのサービス利用は認められない。

【4 在宅でのサービス提供に伴う提出書類について】

- ・毎月の「在宅就労における達成度評価シート（在 様式 3）」及び「在宅就労支援記録表（在 様式 4）」は翌月末までに市に提出すること

- ・「在宅における支援記録（在 様式 2）」（任意の様式でも可）については、事業所で保管し、市が求めた場合は提出すること

- ・在宅で実施した訓練状況（実際訓練している状況）及び支援状況（訓練課題に係る説明や質疑への対応、健康管理や求職活動に係る助言等）については、本人の同意を得るなど適切な手続きを経た上で、音声データ、動画ファイル又は静止画像等をセキュリティーが施された状態で保存し、市が求めた場合は提出すること

＊適切な支援がされていない場合は在宅でのサービス利用の取消及び報酬の返還を求めることがある。

【問い合わせ先】

〒491-8501 一宮市本町二丁目 5 番 6 号

一宮市障害福祉課障害福祉グループ

TEL 0586-28-9134(認定)